公　告

諸　事　項

有権者申出方

元当局所属公証人大串修の身元保証金還付につき、その上に権利を有する者は、本公告掲載の日の翌日から６か月以内に当局に申し出てください。

平成24年10月９日　　神戸地方法務局

金融商品取引業者営業保証金取戻し公告

金融商品取引業者営業保証金規則（平成19年内閣府・法務省令第３号）第14条第２項の規定により次のように公示する。

１．供託者の商号　インタートレード投資顧問株式会社
２．住所　東京都中央区新川１―17―21茅場町ファーストビル３階
３．代表者の氏名　代表取締役社長　尾﨑　孝博
４．取戻しをしようとする営業保証金の額
5,000,000円
５．上記の者（登録番号関東財務局長（金商）第558号）の営業保証金につき金融商品取引法第31条の２第６項の権利を有する者は、平成25年４月９日までに金融商品取引業者営業保証金規則別紙様式第５号による申出書に権利を有することを証する書面を添えて関東財務局理財部証券監督第２課に提出されたい。
６．前号の期間内に申出書の提出がないときは、配当手続から除斥される。

平成24年10月９日

関東財務局長　菅野　良三

金融商品取引業者営業保証金取戻し公告

金融商品取引業者営業保証金規則（平成19年内閣府・法務省令第３号）第14条第２項の規定により次のように公示する。

１．供託者の商号　エイチ・エス・フューチャーズ株式会社
２．住所　東京都中央区銀座６―10―16パレ銀座ビル９階
３．代表者の氏名　代表取締役社長　小野　政博
４．取戻しをしようとする営業保証金の額
5,000,000円
５．上記の者（登録番号関東財務局長（金商）第1581号）の営業保証金につき金融商品取引法第31条の２第６項の権利を有する者は、平成25年４月９日までに金融商品取引業者営業保証金規則別紙様式第５号による申出書に権利を有することを証する書面を添えて関東財務局理財部証券監督第２課に提出されたい。
６．前号の期間内に申出書の提出がないときは、配当手続から除斥される。

平成24年10月９日

関東財務局長　菅野　良三

金融商品取引業者営業保証金取戻し公告

金融商品取引業者営業保証金規則（平成19年内閣府・法務省令第３号）第14条第２項の規定により次のように公示する。

１．供託者の商号　アエルコーポレーション株式会社
２．住所　東京都中央区銀座５―13―12
３．代表者の氏名　代表取締役社長　舘﨑　直史
４．取戻しをしようとする営業保証金の額
5,000,000円
５．上記の者（登録番号関東財務局長（金商）第1767号）の営業保証金につき金融商品取引法第31条の２第６項の権利を有する者は、平成25年４月９日までに金融商品取引業者営業保証金規則別紙様式第５号による申出書に権利を有することを証する書面を添えて関東財務局理財部証券監督第２課に提出されたい。
６．前号の期間内に申出書の提出がないときは、配当手続から除斥される。

平成24年10月９日

関東財務局長　菅野　良三

金融商品取引業者営業保証金取戻し公告

金融商品取引業者営業保証金規則（平成19年内閣府・法務省令第３号）第14条第２項の規定により次のように公示する。

１．供託者の商号　サンフラワー・インベストメント株式会社
２．住所　東京都渋谷区本町３―35―17イマス・エスイー・ビル２階
３．代表者の氏名　代表取締役　前田　　智
４．取戻しをしようとする営業保証金の額
2,244,523円
５．上記の者（登録番号関東財務局長（金商）第2110号）の営業保証金につき金融商品取引法第31条の２第６項の権利を有する者は、平成25年４月９日までに金融商品取引業者営業保証金規則別紙様式第５号による申出書に権利を有することを証する書面を添えて関東財務局理財部証券監督第２課に提出されたい。
６．前号の期間内に申出書の提出がないときは、配当手続から除斥される。

平成24年10月９日

関東財務局長　菅野　良三

金融商品取引業者営業保証金取戻し公告

金融商品取引業者営業保証金規則（平成19年内閣府・法務省令第３号）第14条第２項の規定により次のように公示する。

１．供託者の商号　エスジーエーアイエージャパン株式会社
２．住所　東京都千代田区内幸町１－２－２日比谷ダイビル19階
３．代表者の氏名　代表取締役　蓑原　　建
４．取戻しをしようとする営業保証金の額
5,000,000円
５．上記の者（登録番号関東財務局長（金商）第2275号）の営業保証金につき金融商品取引法第31条の２第６項の権利を有する者は、平成25年４月９日までに金融商品取引業者営業保証金規則別紙様式第５号による申出書に権利を有することを証する書面を添えて関東財務局理財部証券監督第２課に提出されたい。
６．前号の期間内に申出書の提出がないときは、配当手続から除斥される。

平成24年10月９日

関東財務局長　菅野　良三

相続財産管理人の選任

次の被相続人について、相続人のあることが明らかでないので、その相続財産の管理人を次のとおり選任した。

平成２４年（家）第２２３９号
京都市下京区烏丸通五条上る高砂町381―１
申立人　アイフル株式会社
本籍北海道石狩市花川北１条２丁目231番地、最後の住所北海道石狩市花川北３条３丁目４番地　公団住宅９―305、死亡の場所北海道札幌市東区、死亡年月日平成20年６月28日、出生の場所北海道函館市、出生年月日昭和16年１月22日、職業会社員
被相続人　亡　上田　哲靖
事務所札幌市中央区南１条西11丁目一条ビル２階増谷康博法律事務所
相続財産管理人　弁護士　増谷　康博
札幌家庭裁判所

平成２４年（家）第９０１８号
秋田県横手市条里１丁目１番１号
申立人　横手市代表者市長　五十嵐忠悦
本籍秋田県横手市婦気大堤字堤下133番地、最後の住所本籍に同じ、死亡の場所秋田県横手市、死亡年月日平成23年11月21日、出生の場所秋田県横手市、出生年月日昭和29年１月５日、職業農業
被相続人　亡　髙**橋**　　武
事務所秋田県横手市中央町６番26号ＧＯビル２階
相続財産管理人　弁護士　外山奈央子
秋田家庭裁判所横手支部

平成２４年（家）第９０２２号
秋田県横手市駅前町６番22号
申立人　秋田ふるさと農業協同組合
本籍秋田県横手市上境字館45番地、最後の住所本籍に同じ、死亡の場所秋田県横手市、死亡年月日平成24年２月14日、出生の場所秋田県横手市、出生年月日昭和28年７月31日、職業自営業
被相続人　亡　澁谷　　博
事務所秋田県横手市大屋新町字平林５番地６
相続財産管理人　弁護士　川村　康博
秋田家庭裁判所横手支部

平成２４年（家）第２０４５号
東京都千代田区神田錦町３丁目13番地
申立人　みずほ信用保証株式会社
本籍群馬県館林市西高根町13番地26、最後の住所群馬県館林市西高根町13番地の26、死亡の場所群馬県館林市、死亡年月日平成23年10月31日、出生の場所栃木県安蘇郡田沼町、出生年月日昭和17年７月14日、職業不詳
被相続人　亡　髙瀬　　明
事務所東京都豊島区東池袋１丁目15番１号真下ビル７階　ＴＧＳパートナーズ法律事務所
相続財産管理人　弁護士　権田　典之
前橋家庭裁判所太田支部